

別紙

「第3次千葉市消費生活基本計画の策定について」の当審議会における意見

千葉市が消費者施策を推進するにあたり、次の点を留意し、第3次千葉市消費生活基本計画を策定していただきたい。

1 第2次千葉市消費生活基本計画及び消費者教育推進計画との関係について

第2次千葉市消費生活基本計画に、下位計画として策定した千葉市消費者教育推進計画を統合し、第3次千葉市消費生活基本計画を策定すること。

両計画を統合するにあたり、第2次千葉市消費生活基本計画の目的である、「消費者の権利の確立及び自立支援」「安全で安心できる暮らしの実現に向けた消費者施策の推進」及び千葉市消費者教育推進計画の目的である「千葉市に関わる全ての消費者の、自ら考え行動する自立した消費者への成長」を踏まえ、消費者の現状や課題に対応できる計画を策定すること。

2 第3次千葉市消費生活基本計画の個別施策について

消費者施策を体系的に推進するため、基本的方向として、「消費生活の安全・安心の確保」「適正な取引環境の確保」「相談による消費者被害の救済」「自ら考え行動する自立した消費者の育成（消費者教育推進計画）」の4項目を設けること。なお、基本的方向の下に課題を設け、個別施策を整理すること。また、「自ら考え行動する自立した消費者の育成（消費者教育推進計画）」については、消費者教育の範囲が広く、個別施策が多いことを考慮し、課題の下にさらに分類を設けること。

3 第3次千葉市消費生活基本計画の課題について

「消費生活の安全・安心の確保」の課題として「食品の安全性の確保」「住まいの安全性の確保」「生活用品の安全性の確保」「関係機関との連携」を設けること。また、「適正な取引環境の確保」の課題として、「適正な表示の推進」「適正な計量の推進」「生活関連商品の調査、安定供給」を設けること。「相談による消費者被害の救済」の課題として「消費者被害の救済」「相談体制の強化」「関係機関との連携」を設けること。「自ら考え行動する自立した消費者の育成（消費者教育推進計画）」として「消費者被害防止のための教育」「自立した消費者になるための教育」「事業者及び事業所への教育」「担い手の育成・支援」を設けること。

4 基本的方向4「自ら考え行動する自立した消費者の育成（消費者教育推進計画）」

について

課題「消費者被害防止のための教育」の分類として、「消費者被害防止に係る教育の推進」「消費者被害防止に係る啓発の促進」「消費者被害防止のための見守り体制の強化」を設けること。また、「自立した消費者になるための教育」の分類として、「食に関する教育の促進」「情報とメディアに関する教育の促進」「環境教育の促進（持続可能な開発のための教育①）」「国際理解教育の促進（持続可能な開発のための教育②）」「消費生活の様々な分野における教育の促進」「消費者教育を促進するための取り組み」を設けること。「事業者及び事業所への教育」の分類として「事業者への消費生活に係る啓発活動と教育の促進」「職域における消費者教育の促進」を設けること。「担い手の育成・支援」の分類として「関係機関との連携」「地域団体や事業者等の消費者教育活動支援」を設けること。

5 第3次千葉市消費生活基本計画における重点課題について

消費者施策を推進するにあたり、消費生活相談件数が増加傾向にあること、特に高齢者の相談割合が高く、増加傾向にあることから、基本的方向3課題1の「消費者被害の救済」、基本的方向4課題1の「消費者被害防止のための教育」を重点課題とすること。また、消費者教育は範囲が広く、幼児期以降の消費者に対し、体系的に実施するためには、地域団体や消費者団体、事業者等様々な担い手と連携が欠かせないことから、基本的方向4課題4の「担い手の育成・支援」を重点課題とすること。

6 計画期間及び実施方法について

計画期間は5年とすること。計画実施にあたっては、年度当初に実施予定を定め、終了後に実施状況の確認及び点検評価を行うこと。また、審議会に報告の上、その内容を市民に公表すること。

7 その他

5年間の計画であることを考慮しつつも、できるだけ抽象的な表現を避け、市民にとってわかりやすい記載を心掛けること。